

# 第9次 芦屋すこやか長寿プラン21

芦屋市 第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』の実現に向けて



令和3年3月  
芦屋市



## 芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

1 わたくしたち芦屋市民は、

文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、

自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、

青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、

健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。

1 わたくしたち芦屋市民は、

災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## はじめに

令和という新しい時代を迎えましたが、今後も高齢者数の増加などや少子化等による人口構成の変化が着実に進行し、高齢化率の更なる上昇が予測されています。

また、高齢者を取り巻く状況は、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加に加え、様々な分野の課題が絡み合って複合化・複雑化しています。

このような課題を解決するためにも、長期的には団塊ジュニア世代が全て前期高齢者になる令和22年（2040年）を見据え、短期的には団塊世代が全て後期高齢者になる令和7年（2025年）に向けて、本市における地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図り、持続可能な制度の構築を進めていく必要があります。

“介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしたい”という思いは、高齢者はもちろん、市民の共通の願いです。今回策定しました「第9次芦屋すこやか長寿プラン21」は、その実現に向けた計画であり、様々な高齢者施策に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議くださいました策定委員会委員の皆さま、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、感染症対策及びサービスを継続して提供いただいている医療・介護従事者など多くの関係機関にご支援やご協力を頂戴いたしました。

心より厚く御礼申し上げますとともに、本市の高齢者福祉の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月

芦屋市長

いとうまい



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
5	計画の推進体制	5
6	介護保険制度改正のポイント	6
7	日常生活圏域	8

## 第2章 高齢者等の現状と将来推計

---

1	高齢者等の状況	10
2	高齢者数および要支援・要介護認定者数の将来推計	18
3	アンケート調査結果にみる高齢者等のニーズ	21
4	関係団体等意向調査にみる課題	47
5	第8次芦屋すこやか長寿プラン21の取組状況	52
6	次期計画策定にかかる主な課題	55

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1	基本理念	60
2	基本目標	61
3	施策体系	63

## 第4章 施策の展開

---

1	高齢者を地域で支える環境づくり	64
2	社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり	74
3	総合的な介護予防の推進	82
4	介護サービスの充実による安心基盤づくり	86

## 第5章 介護保険サービス事業費の見込み

---

1	介護保険サービス給付費総額の推計	103
2	第1号被保険者の保険料の推計	106

## 第6章 資料編

---

1	施策の展開方向における関係機関・部署一覧	112
2	計画策定関係法令	116
3	計画策定体制	119
4	関連委員会等	136
5	用語解説	137

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では人口減少社会の到来の一方で、高齢者の急激な増加が進んでいます。令和2年4月1日現在、総務省統計局の人口推計では、65歳以上の人口は3,605万人（概算値）、高齢化率は28.6%となっており、国民の約3.5人に1人が高齢者となっています。

また、令和2年版高齢社会白書によると、我が国の高齢者人口は「団塊の世代（昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代）」が65歳以上の前期高齢者となった平成27年（2015年）に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、令和24年（2042年）に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。65歳以上人口と15～64歳人口の比率をみると、昭和25年（1950年）に1人の高齢者に対して12.1人の現役世代（15～64歳の世代）がいたのに対して、平成27年（2015年）には1人の高齢者に対して現役世代が2.3人になりました。その後も高齢化率は上昇し続ける一方、現役世代の割合は低下するため、令和47年（2065年）には、1人の高齢者に対して現役世代が1.3人という比率になると見込まれています。

このような予測に対し、国はこれまで介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を示してきました。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）までを見据え、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供できるよう体制を整備することが求められています。

しかしながら、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されて以来、従来型の生活様式からの転換が迫られ、日常生活の新たなあり方が模索されており、高齢者福祉や介護保険制度にかかる事業についても、新しい視点での見直しや工夫が必要となっています。

また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、地方自治体には、「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進する必要があります。

本市の高齢化率は令和2年4月1日時点で29.2%と、全国や兵庫県より高く、確実に高齢化が進んでいます。これまで、『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とした「第8次芦屋すこやか長寿プラン21（第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護

保険事業計画)」を平成30年3月に策定し、総合的な介護予防や地域ケアの推進のもと、高齢者が心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられる環境づくりを進めてきました。

本計画は、これまでの取組を見直しつつ継承することで、高齢者施策を総合的に推進しながら、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を展望し、本市における地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図る計画として策定します。

## 2 計画の性格

### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに則して策定しました。

なお、本市では、老人福祉計画の名称を「高齢者福祉計画」として策定しています。

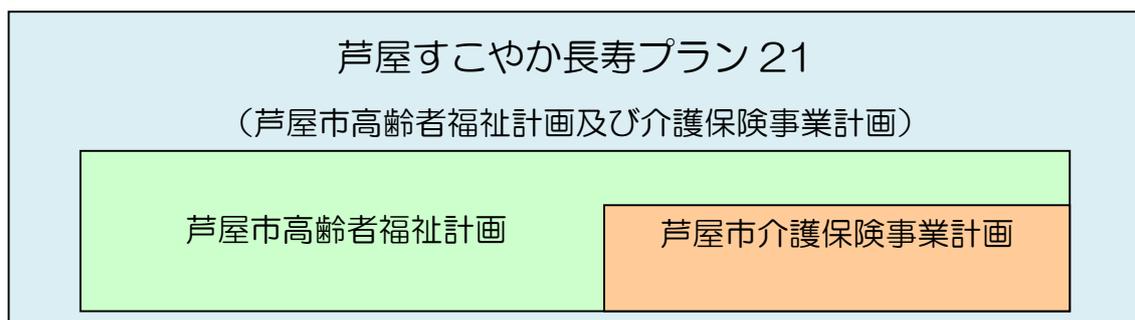
### (2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、65歳以上の要介護等認定者ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画となります。また、第8期介護保険事業計画は、団塊の世代が後期高齢期を迎える令和7年（2025年）に向け、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを更に深化・推進する計画となります。

これら、要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開となるため、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第9次芦屋すこやか長寿プラン21」として取りまとめました。

【高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係図】

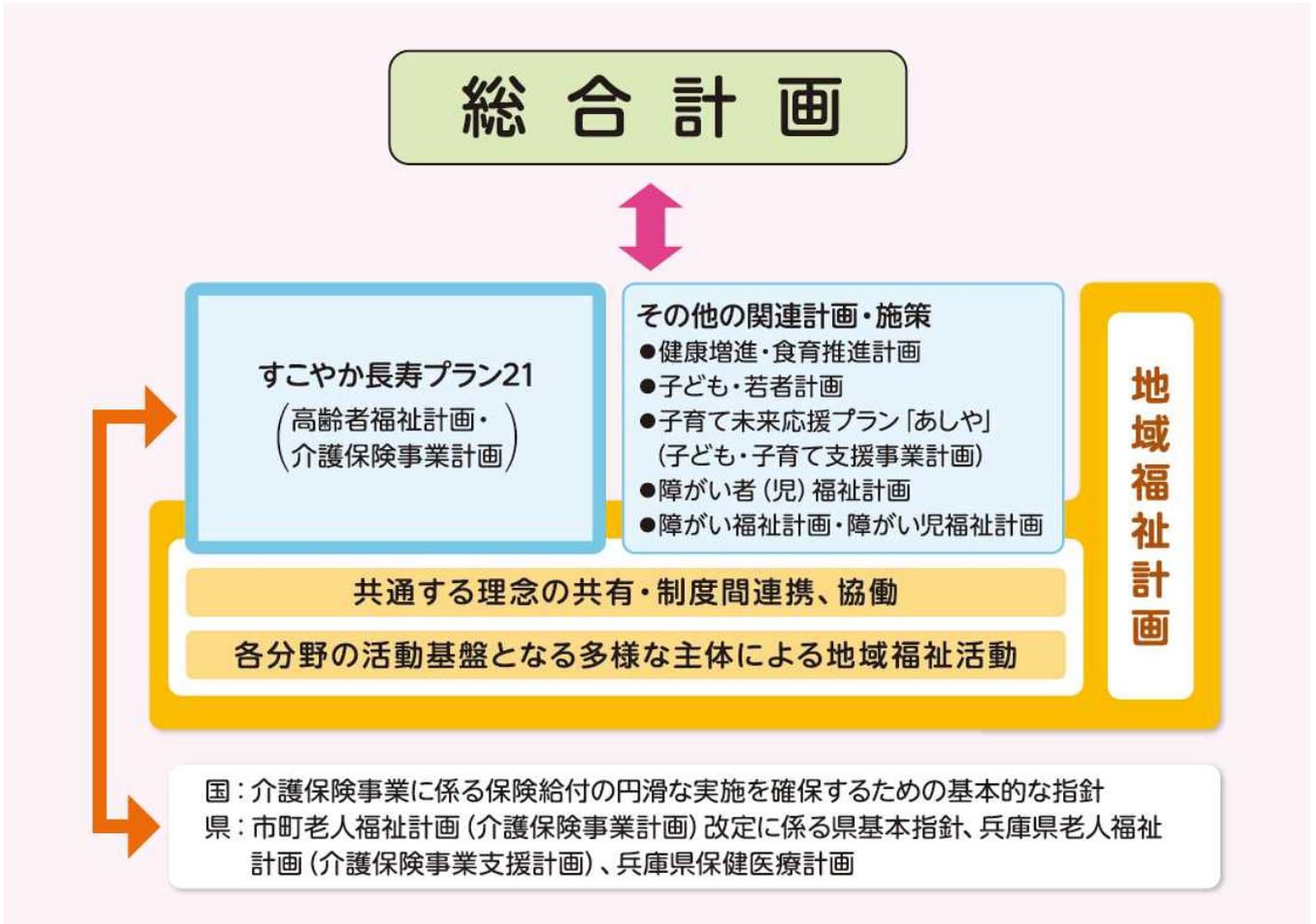


### (3)他計画との関係

本計画は、芦屋市総合計画を上位計画とし、芦屋市地域福祉計画、芦屋市障がい者（児）福祉計画、芦屋市障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び芦屋市健康増進・食育推進計画等、市の保健福祉分野別計画との調和を図り策定しています。

また、国や県の基本指針をはじめ、「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」、「兵庫県保健医療計画」など、関連計画等との整合性を確保します。

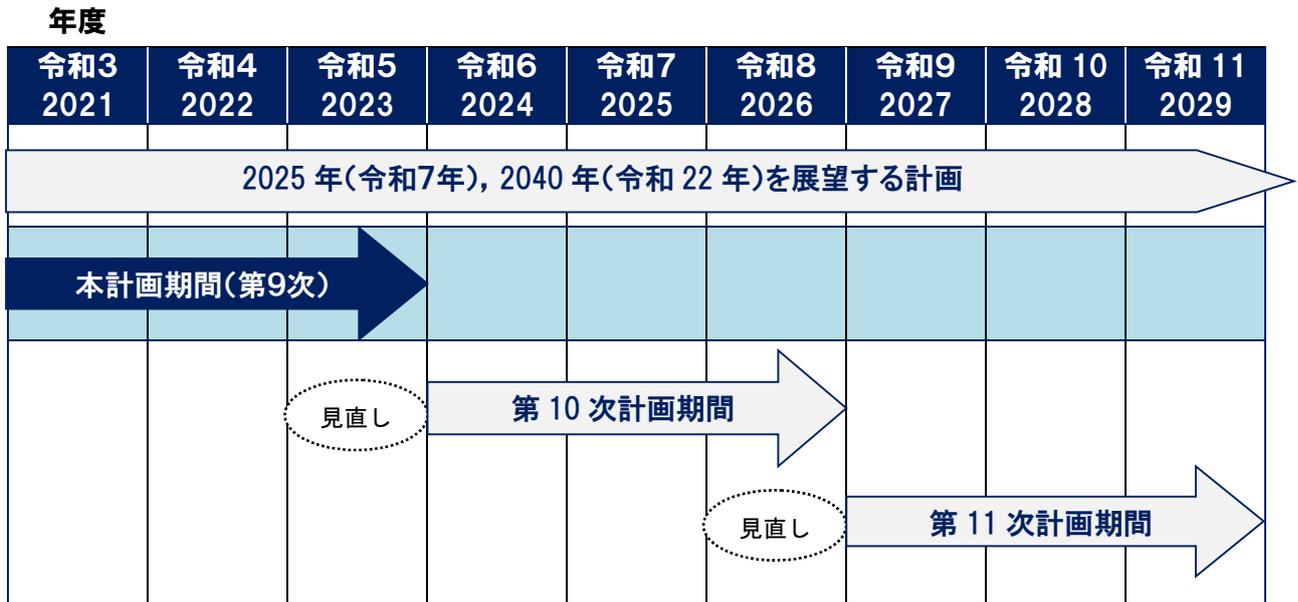
【計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期として策定するものとされているため、第8期介護保険事業計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間となります。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画の計画期間も令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までとなります。

本計画は、令和22年（2040年）に向けて、少子高齢社会における持続可能な社会保障のあり方を展望しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）までの中長期的な視野に立って策定します。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 附属機関等による策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、介護保険被保険者、公募市民、行政関係者で構成される「芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行いました。また、市民の社会福祉に関する事項の審議を行うために設置された「芦屋市社会福祉審議会」においても、ご意見をいただきました。

#### (2) 庁内検討体制

庁内に、「芦屋すこやか長寿プラン21推進本部」及び「芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会」を設置し、計画内容の検討及び調整等を行いました。

### **(3)アンケート調査の実施**

本計画の策定に必要な基礎資料を収集するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

### **(4)関係団体等意向調査の実施**

医療関係者や介護保険事業関係者等からみた課題を把握するため、アンケート及びヒアリングによる関係団体等意向調査を実施しました。

### **(5)パブリックコメントの実施**

計画内容について、令和2年12月14日から令和3年1月22日にかけて、「第9次芦屋すこやか長寿プラン21（原案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施し、市民からの幅広い意見をいただきました。

## **5 計画の推進体制**

---

### **(1)庁内推進体制**

本計画の実現に向けて、各施策・事業の進捗状況を毎年、点検・評価し、広報紙や市ホームページ等で公表するとともに、関係機関や関係各課との調整を行います。

### **(2)庁外推進・評価体制**

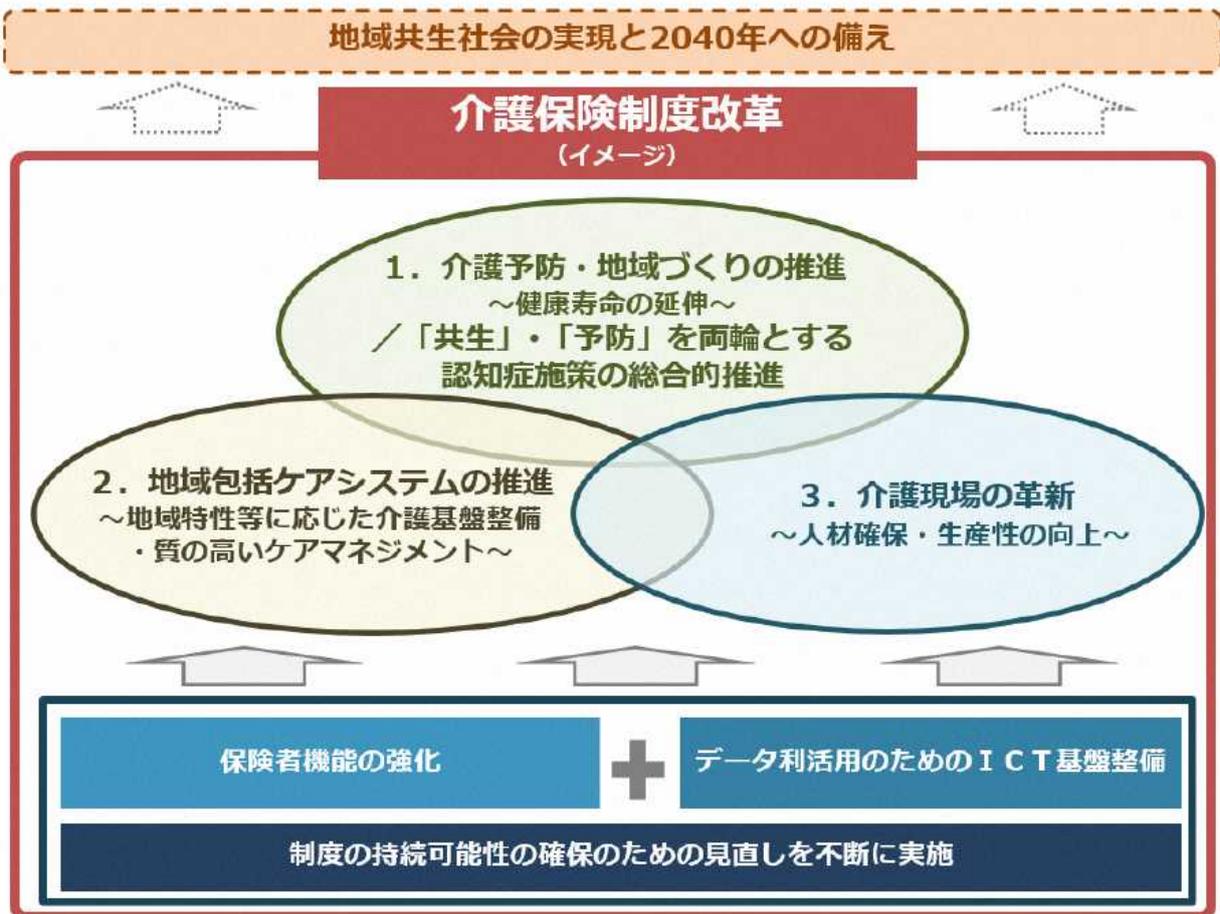
「芦屋すこやか長寿プラン21 評価委員会」を設置し、各施策・事業の進捗状況や達成状況等の評価を行います。

また、「芦屋市地域包括支援センター運営協議会」によるセンターの適切な運営、公平・中立性の確保に関する協議や、「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」における地域密着型サービスに関する整備状況、サービス事業者からの申請等の審議を行います。

## 6 介護保険制度改革のポイント

国の介護保険部会（令和元年12月27日開催）では、3つの方針と、それを推進するための重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

<参考：介護保険制度改革の全体像>



出典：第89回社会保障審議会介護保険部会資料

また、第8期介護保険事業計画では、計画の柱となる以下の7つのポイントが挙げられています。

### ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025、2040年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定されるため、介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要となります。また、介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要となります。

## ②地域共生社会の実現

地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

## ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

## ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤を整備することが求められています。

## ⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策を推進する必要があります。

## ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要があります。

## ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

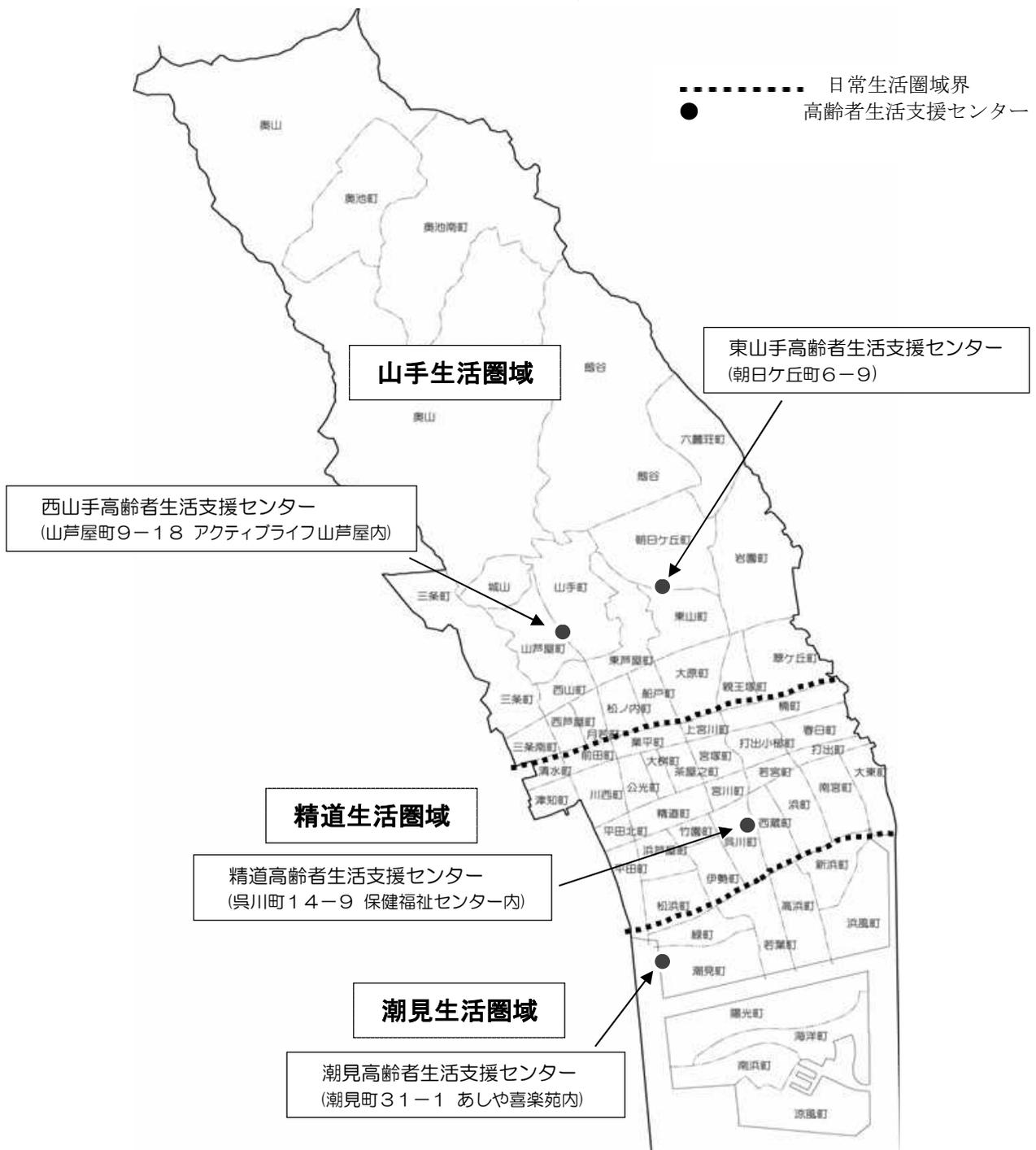
災害や感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要となります。

## 7 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するために、中学校区を基本に3つの「日常生活圏域」を設定し、それぞれの日常生活圏域に「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しています。

### 日常生活圏域



■市全域の概況※1

(令和2年9月現在)

人口	95,475人	要支援・要介護認定者数	5,279人
高齢者数	28,011人	要支援認定者数	2,040人
高齢化率	29.34%	要介護認定者数	3,239人
後期高齢者数	14,767人	認知症自立度※3	3,148人
後期高齢者数の割合	15.47%	軽度（Ⅰ～Ⅱb）	2,291人
認定率※2	18.85%	中重度（Ⅲa～M）	857人
65歳以上の一人暮らし高齢者世帯数			8,966世帯
65歳以上の高齢者で構成される世帯数			6,103世帯

■日常生活圏域別の概況

○山手生活圏域

人口	42,379人	要支援・要介護認定者数	2,256人
高齢者数	12,188人	要支援認定者数	900人
高齢化率	28.76%	要介護認定者数	1,356人
後期高齢者数	6,424人	認知症自立度※3	1,341人
後期高齢者数の割合	15.16%	軽度（Ⅰ～Ⅱb）	957人
認定率※2	18.51%	中重度（Ⅲa～M）	384人
65歳以上の一人暮らし高齢者世帯数			3,855世帯
65歳以上の高齢者で構成される世帯数			2,652世帯

○精道生活圏域

人口	34,422人	要支援・要介護認定者数	1,704人
高齢者数	9,169人	要支援認定者数	622人
高齢化率	26.64%	要介護認定者数	1,082人
後期高齢者数	4,689人	認知症自立度※3	1,048人
後期高齢者数の割合	13.62%	軽度（Ⅰ～Ⅱb）	765人
認定率※2	18.58%	中重度（Ⅲa～M）	283人
65歳以上の一人暮らし高齢者世帯数			2,953世帯
65歳以上の高齢者で構成される世帯数			1,936世帯

○潮見生活圏域

人口	18,674人	要支援・要介護認定者数	1,319人
高齢者数	6,654人	要支援認定者数	518人
高齢化率	35.63%	要介護認定者数	801人
後期高齢者数	3,654人	認知症自立度※3	759人
後期高齢者数の割合	19.57%	軽度（Ⅰ～Ⅱb）	569人
認定率※2	19.82%	中重度（Ⅲa～M）	190人
65歳以上の一人暮らし高齢者世帯数			2,158世帯
65歳以上の高齢者で構成される世帯数			1,515世帯

○その他（住所地特例対象者）

人口	-	要支援・要介護認定者数	388人
高齢者数	-	要支援認定者数	111人
高齢化率	-	要介護認定者数	277人
後期高齢者数	-	認知症自立度※3	225人
後期高齢者数の割合	-	軽度（Ⅰ～Ⅱb）	155人
認定率※2	-	中重度（Ⅲa～M）	70人

※1 市内3圏域（山手・精道・潮見）の合算であり、住所地特例対象者を含まない。

※2 要支援・要介護認定者数／高齢者数

※3 転入等により認知症自立度が不明な人を除く。